
中小企業庁 下請取引適正化推進講習会テキストを公表

中小企業庁は、10月24日、平成19年11月版、下請取引適正化推進講習会テキストを公表致しました。大企業と取引を行う中小企業の皆さんも、一度、下請取引に問題がないか確認してください。また大企業においてもコンプライアンスの観点から必見の資料と思われれます。もっとも、下請法は全ての取引に適用されるわけではないので、下請取引に該当するか十分に検討する必要があります。詳細については弁護士にご相談下さい。